文京区教育委員会児童青少年課長 矢島 孝幸 柳町小学校放課後全児童向け事業運営委員会会長 石澤 正

#### 柳町小学校放課後全児童向け事業の申請手続きについて

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、文京区の子育て支援事業にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

平成29年度から実施いたします柳町小学校放課後全児童向け事業(アクティ柳町)の申請方法についてお知らせいたします。

本事業を利用する場合、事前の申請手続きが必須となっておりますので、ご利用される場合、以下のとおりお手続きいただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 配付物
- アクティ柳町利用のしおり
- ・アクティ柳町参加お申込み方法について
- ・文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書
- · 封筒(保険料用)
- ・ 育成室との連携について
- 2 申請方法

別紙「アクティ柳町参加お申込方法について」を参照いただき、文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書に必要事項記入及び押印のうえ、配付した封筒に保険料800円と同申請書を入れ、糊付け等により封入した封筒を指定期日までに学校のクラス担任の先生にお渡しください。

3 その他

上記指定期日までに申請がない場合、保険手続きの関係上事業開始日(平成29年5月8日)からのご利用ができないことがあります。期日後の申請については、アクティ柳町までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

【柳町小学校放課後全児童向け事業運営委員会事務局】 アクティ柳町 Tel:080-2301-6267

【文京区教育委員会】

文京区教育委員会児童青少年課

放課後事業担当

Tel: 03-5803-1822

# 文京区立柳町小学校 放課後全児童向け事業

# 平成 29 年度「アクティ柳町」

# 利用のしおり

「放課後全児童向け事業」とは、放課後等に、柳町小学校内の図書室・校庭等を利用し、遊び体験・学び活動等を行い、 お友達と一緒に安全に過ごせる場所をつくる事業です。

# 実施概要

1. 実施日

開催日は小学校のある月曜日~金曜日と長期休業期間中の月曜日~金曜日です。

土曜日・日曜日及び祝日の学校休業日はお休みとなります。

また、学校行事等の関係により、実施しない場合があります。

(実施日は、毎月配布するおたよりでお知らせします。)

2. 事業開始日(平成29年度)

平成29年5月8日(月)

3. 利用時間

平日 : 放課後~17:00まで

長期休業期間中 : 10:00~17:00まで

4. 受付時間

放課後(長期休業期間中は10時)から受付を開始します。

(平日は教室から直接参加します。一度帰宅してからの参加はできません。)

5. 対象児童

柳町小学校に通う1~6年生の児童。

6. 活動場所

図書室、校庭、体育館を中心に活動します。(受付は図書室で行います。)

図書室の校庭側に下駄箱を設ける予定です。校庭から図書室に入って受付を行います。

7. 活動内容

曜日・時間ごとに遊びや体験の提案を行いますが、参加は強制ではなく自由(任意)です。 以下は一例です。(毎月のおたよりでイベントスケジュールをお知らせします。)

(1) 遊びプログラム

屋内・・・折り紙、自由工作、お絵かき、オセロ、トランプなど。 屋外・・・ドッジボール、ドッジビー、なわとび、鬼ごっこ、など。

(2) 学びプログラム

宿題、自主学習、読書、算数ゲームなど。

(3) 体験プログラム

工作、手芸、鑑賞会など。

(4) その他の活動

地域交流活動、季節行事、など。

### 8. 利用料

利用料は無料です。

参加登録時に、「スポーツ安全保険」(各年度ごとに掛け金 800 円)への加入が必要です。 また、一部カリキュラムで、参加にあたって材料費などの実費を徴収したり、材料を持参して頂く場合があります。 その際には、おたより等で前もってお知らせをし、参加希望を確認いたします。

## 9. 申し込み方法

参加登録にあたっては、「文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書」に必要事項を記入の上、「スポーツ安全保険」の掛け金800円とともに、アクティ柳町の開催時間中にスタッフにご提出ください。事業開始日以降も、随時申し込み可能です。

登録申請書受領後、保険加入手続きを行う為、登録申請書ご提出の当日は利用できません。 保険加入手続き完了後、利用証をお渡しいたします。

#### 10.利用方法

利用したい日に、登録者にお配りする「アクティ柳町 利用証」に、必ず利用日と退出時間(30 分区切りでお願いします)、保護者の捺印(サインでも結構です)をボールペン等の消えにくいものでご記入の上、お子さんに持たせてください。お子さんが、利用当日に受付に「アクティ柳町 利用証」を提出することで、利用できます。(利用証を忘れた場合や、保護者の印・サインが無い場合は、利用できませんのでご注意ください。)

# く「アクティ柳町 利用証」の記入例>

月日。	帰宅 時間₽	保護 者印。	連絡事項。	検印◎	4	月日₽	帰宅 時間∘	保護 者印∘	連絡事項。	検印
5/8	5:00	¢.	※スタッフに伝えたいことが、あればご記入 ください。∂	¢.	₽	10	<b>:</b> 0	₽	€	4
/0	<b>:</b> 0	P		₽	₽	/0	<b>:</b> ₽	4	ē.	Ð
/0	:0	Į.	退出時間な	₹、30	分	区切り	で記入	,U )	ę.	¢.
10	:4	ę.	₽	て下さい。 例)15:00、15:30、16:00					٥	₽
/0	:0	P	o .			10	<b>:</b> 0		٥	to.
/0	:0	÷.	ę.	47	₽	/0	<b>:</b> e	ė.	ę.	4
/0	:4	Į.	ę.	47	₽	10	<b>:</b> 0	ė.	ę.	ē.
				-	-					

#### ※参加日には、必ず利用証を持たせてください。

- ○受付時に利用証が無い場合、参加ができない場合があります。
- ○記入もれ等がある場合、確認のため保護者の方にご連絡をします。
- ○利用証は保護者の方がご記入ください。子どもの字で記入されている場合や 記入漏れ・印鑑漏れの場合は、確認のため緊急連絡先に連絡をします。

《学校運営日》 《学校休業日》

学校下校後 受付 10:00~ 受付

「アクティ柳町利用証」提出

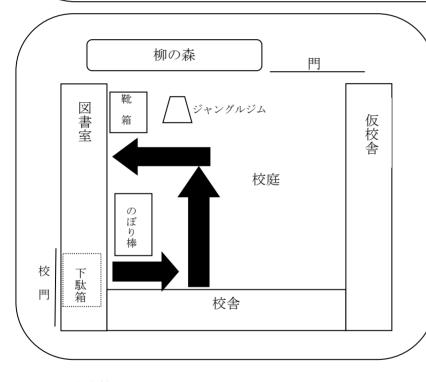
宿題・読書 学習時間・読書

自由遊び・行事など

自由遊び・行事など

17:00 最終退出

17:00 最終退出



- ・図書室の、校庭側入口より入室します。
  - ※自分の上履きを持って行き、図書室前に ある靴箱に靴を入れ、上履きを履いて 入室します。
- ・帰宅時、上履きを自分の靴箱に戻します。

#### 12. 安全管理について

- (1) 利用中の小さなケガは、職員が応急手当をした上で、保護者の方にお知らせします。 お子さん同士のトラブルによるケガ等についても応急手当はしますが、 トラブルの内容につきましては、保護者の責任にてご対応願います。
- (2) お子さんの体調不良やケガなどで、お迎えが必要な場合は、保護者の方へ連絡いたします。
- (3) 緊急を要する場合には、保護者へ連絡後、職員が付き添って受診することもあります。また保護者の方と連絡がつかなかった場合についても、職員が急を要すると判断した際には病院へつれて行く場合がありますので、予めご了承ください。
  - ※緊急時の連絡の為、登録しているご連絡先に変更があった場合には、速やかに職員までご連絡ください。 (登録情報の変更届けが必要となります。)

# スポーツ安全保険について

アクティ柳町を利用している間の事故は、学校で加入している保険の適用ができません。 その為、別途「(財)スポーツ安全協会」の「スポーツ安全保険」への加入が必要となります。 万が一の事故の場合には、以下のような補償があります。

・入院、通院を1日目から補償します(通院1日1500円、入院1日4000円)

#### <対象となる事故>

- ・アクティ柳町を利用している間の事故
- くケガをした際の「傷害保険」の請求の方法>
- ① 事故から 30 日以内に保険会社に通知はがきをアクティ柳町事務局から送付します。 (通知はがきを発行するにあたって、通院先等をお伺いする事があります。)
- ② 通知はがきを送付後、ケガをした方に詳細を記した書類が送られてきます。
- ③「保険金支払先」以外の記入欄にご記入いただいた後、事務局に書類をご提出ください。

# 13.災害時の対応について

- ① 風水害について
  - 1. 文京区内に事業実施予定日の午前 7 時~午後 5 時までの間に「暴風特別警報」または「大雨特別 警報」が発表された場合、その日の事業は中止となります。事業開始後に上記特別警報が発表された 場合、お子さんの安全を確保する対応をとります。特別警報が解除された時点で保護者の方にお迎え をお願いします。なお、近隣河川の水位が危険水位に達した場合も同様とします。
  - 2. 文京区内に「暴風警報」と「大雨警報」が同時に発表された場合、通常どおり事業は実施します。その場合、ご自宅から学校への移動(学校休業日に実施の場合)及びご自宅への帰宅時には、原則として保護者の方の付き添いをお願いします。お子さんの帰宅について保護者の方へ連絡する場合もあります。また、上記に関わらず、事業を中止する場合もあります。なお、近隣河川の水位が危険水位に達した場合も同様とします。
  - 3. その他、土砂災害警戒情報、避難指示、避難勧告等が発表された場合には、その日の事業を中止します。開始後の発表の場合、お子さんの安全を確保したうえで学校等と連携して対応します。発令等が解除された時点で、保護者の方にお迎えをお願いします。

#### ② 地震について

- 1. 大地震の起こる恐れが非常に高い際に発令される宣言等が出た場合には、学校や放課後事業は休校となりますので、保護者の方へお迎えをお願いします。引渡し場所は、原則受付です。
- 2. 放課後事業の開催中に、大きな地震が起きた場合は、学校が「一時集合場所」及び「避難場所」となりますので、受付で引渡しを行います。状況によっては、広域避難場所に移動する場合もあります。

#### <児童の引渡し基準>

- ・震度 5 弱以上の地震の場合: 児童のみでの帰宅は危険と判断し、保護者の方のお迎えを待ちます。
- ・震度4の地震の場合:

状況を判断し、通常の閉所時間までに再度大きな揺れが発生せず、交通手段が確保されている場合は、 通常通りの帰宅方法で帰宅します。帰宅が難しい場合は、閉所時間まで職員と待機しますので、お迎え をお願いします。

・震度3以下の地震の場合: 通常通りの帰宅とします。

#### 14. 避難訓練

月に1回、活動時間内に避難訓練を実施します。

#### 15. 学級閉鎖時の対応

インフルエンザ等が流行した際の対応については以下のとおりです。集団で活動する場であるため、ご理解ご協力をお願いいたします。

学校閉鎖・・・事業は休止します。

学年閉鎖・・・当該学年のお子さんは利用できません。(発症していないお子さんも利用できません)

学級閉鎖・・・当該学級のお子さんは利用できません。(発症していないお子さんも利用できません)

#### 16. 事業の運営について

本事業の運営は、文京区から地域・学校等で構成される「運営委員会」に委託し、実際の見守り等は運営事業者が行います。

運営委員会事務局 (運営事業者)

株式会社日本保育サービス(東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 5 F)

#### 17. 個人情報の取り扱いについて

お預かりする個人情報は、目的以外には利用せず、情報は運営委員会にて厳重に管理いたします。

#### 18.活動中の様子のご報告や写真について

- ・活動中に撮影したお子さんの写真などにつきましては、アクティ柳町の掲示物や活動報告のおたより、 保護者会でのご紹介など限られた目的にのみ使用します。
- ・写真、映像等を撮影される際は、他のお子さんや保護者の方のプライバシー等に配慮されるようお願いします。
- ・ご自身及びご自身のお子さん以外の方が写りこんだ画像・映像については、特に慎重なお取扱いをお願いします。
- ・仮に、トラブルが発生した場合、当施設及び当社グループ会社は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

# 19. お問い合せ先について

ご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

開設に関するお問い合わせ、開設前のお問い合わせ先:

文京区教育委員会 児童青少年課 TEL: 03-5803-1822

運営中のお問い合わせ先:

(株)日本保育サービス アクティ柳町 TEL: 080-2301-6267

#### 20.利用時のお約束

- ・自転車(キックボードなども含む)で登校することはできません。
- ・お金、ゲーム、お菓子など学校へもってきてはいけないものは持参できません。
- ・下校時の寄り道により、通学路を外れた場合は保険の対象外となりますので、ご了承ください。

# 柳町小学校 放課後全児童向け事業 「アクティ柳町」

# 参加お申込み方法

下記2点を「保険料 集金袋」に入れて、締め切り日までに担任の先生へ提出してください。

提出締め切りを過ぎた後でも、随時申込は可能です。

※ごきょうだいで参加登録の場合は、1人分ずつそれぞれの学級に ご提出ください。

<ご提出いただくもの>

①文京区放課後全児童向け 事業参加登録申請書 ご記入・ご捺印の上,

ご提出をお願いします。

# ②保険料(年間掛金1人あたり800円)

「アクティ柳町」に参加登録される 方は、スポーツ保険への加入が必要です。 お渡ししている集金袋に保険料 (年間掛金1人あたり800円)を おつりのないように入れ、封をしてください。





<提出しめきり> 平成29年4月21日(金)

# 文京区放課後全児童向け事業参加登録申請書(新規・継続)

# ◎参加児童

ふりがな							
氏 名	性別		生年月日	平成	年	月	日
学校名	小学校	(前年度	学年 中に申請する:	場合、新学	年)		年
住所			育成室名			首	成室
			※利用年	三度中に右	E籍す	る育成領	室名

# ◎保護者 (緊急連絡先)

<u>ふりがな</u> 氏 名		続柄	
住 所			
電話番号①	(自	宅・勤務先	・携帯)
電話番号②	(自	宅・勤務先	:・携帯)

# ◎その他の連絡先

<u> </u>		続柄		
電話番号	(自宅・勤務先・携帯)			
ふりがな				
氏 名		続柄		
電話番号	(自	宅・勤務先	・携帯)	

# ◎かかりつけ医 (緊急時の連絡を希望する場合のみ)

医療機関名		
所在地	電話番号	

# ◎その他

特記事項	
(健康上の留意点など)	
備考	

#### 文京区長 殿

本事業の趣旨を十分に理解の上、上記のとおり(29)年度(柳町)小学校放課後全児童向け 事業に参加登録を届け出ます。

年 月 日

保護者氏名 印

# アクティ柳町と柳町第二育成室、柳町第三育成室との連携について

アクティ柳町と柳町第二育成室、柳町第三育成室との連携についてお知らせいたします。

上記<u>育成室をご利用される場合は、スポーツ安全保険の申込等について、以下をご確</u> 認のうえ、アクティ柳町に関する手続きを行っていただきますようお願いいたします。

# 柳町第二育成室、柳町第三育成室とアクティ柳町の連携について

(1)上記育成室在籍児童は、育成室に登室後、職員引率のもと、アクティ柳町に遊び に行くことができます。(当面は校庭等でアクティに参加している児童と一緒に 遊ぶことが内容となります。)

その場合、アクティ柳町活動中の事故等についても、育成室で加入している保険(アクティ柳町と同様のスポーツ安全保険となります。)を適用いたしますので、アクティ柳町の保険申込は不要です。

- (2)(1)の場合、アクティ柳町の登録申請も不要となります。
- (3)(1)、(2)の場合のみであればアクティ柳町の登録申請及び保険申込は不要ですが、育成室をお休みして、アクティ柳町を利用する場合は、事前にアクティ柳町の登録及び保険申込を行う必要があります。

	アクティ柳町 登録申請	アクティ柳町 保険申込	保険適用
柳町第二育成室、柳町 第三育成室登室後、ア クティ柳町を利用する 場合	<u>不要</u>	<u>不要</u>	柳町第二育成室 (柳町第三育成 室)の保険を適用
柳町第二育成室、柳町 第三育成室を欠席し て、その日はアクティ 柳町のみを利用する場 合	必要	必要	アクティ柳町の保険を適用

※なお、柳町育成室につきましては、上記の連携は行いません。